下の周波数帯をいう。ただし高高度基地局にあっては二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯に限る。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［２～４　略］

(2)　陸上移動局の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

［表略］

注１　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

［２・３　略］

［イ　略］

７　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　略

(2)　高高度基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［２～４　同上］

(2)　［同上］

ア　［同上］

［表同上］

注１　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

［２・３　同上］

［イ　同上］

７　［同上］

(1)　［同上］

［新設］